

# 電腦援助

浅田英輔 Ver.11

## copyright

昨今、いろいろとうるさい著作権。「著作物を作る人」を守るための権利ですが、私たちはどちらかといえば「著作物を使う側」のことが多いと思います。音楽ダウンロードだとか、写真を撮ってもいいのか悪いのかとか、文章の引用はマズイのかなど。ただ、私がこうやって書いているものも著作物ですし、皆さんも身近なところで著作物を作り出しているかと思います。今回はそういう著作権を理解してみたいと思います。

### ★著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

### ★著作物に含まれるもの

小説、脚本、論文、公園、音楽、舞踊、絵画、版画、彫刻、建築、地図、図面、図表、模型、映画、写真、プログラム、データベース、美術工芸品など。

著作権法で面白いのは、「〇〇が固定されたもの」という表現。固定された時点で著作権が発生するという解釈なのだろう。だから、録音されていない音楽には著作権がないといえる。逆に、ハナウタでも録音すれば著作権が発生すると言っていいのだろう。

### ★著作権のないもの

- 著作権が消滅したもの(日本では、作者の死後50年)
- 事実の伝達(いつどこで火事がありました、といった情報)
- 創作性のないもの(事実など)
- 著作権ないよ！としているもの(著作権を放棄しています、といった記述のあるもの)

例えば、手塚治虫さんは平成元年になくなっているので、平成51年になると「火の鳥」は無料で読めるようになる。平成51年にはweb漫画は手塚治虫シリーズであふれることだろう。

ニュースなどで話される情報は著作物にはならない。ただし、ニュース映像だったり、分析が含まれていたりすると著作物扱いになる。

## ★著作権フリー

ネット上にはたまに「著作権フリー」としているものがある。「パブリックドメイン」というのも概ね同じ意味で、著作権云々に問われる心配がないもの。ただし、著作権フリーにもいくつか種類があり、フリーだからといって好きなように使っていいものではない。イラストサイトなどに使われているものをみてる。

### ・商用利用

ショッピングサイトや販売するものを載せたチラシなどに使っていいかどうか。  
電腦援助に使う場合は、商用ではないので「商用不可」のものも使える。

### ・販売

商用利用と似ているが、イラストそのものを売って良いかどうか。イラストをメインとしたカレンダーを売ったり、Tシャツを売ったり。大抵の場合は「販売不可」。

### ・加工

色を変えたり切り取ったり組み合わせたりしてよいかどうか。サイトによって、よしとしている場合もある。

### ・二次利用

加工に似ているが、そのイラストを元に作品などを作って良いかどうか。いわゆる「元アニメがある同人誌」が二次利用の代表。

漫画家の佐藤秀峰さんは、「ブラックジャックによろしく」の二次利用をフリーにした。「著作権は放棄しないが、行使しない」とのこと。いろいろなサイトで全巻無料で読める。

対人援助に関わる人は一読をおすすめする。

### ・メインコンテンツ

それ自体をメインコンテンツとしてよいかどうか。つまり、無料サイトからダウンロードしたイラストを集めて「無料イラストサイト」を運営するなど。大抵ダメ。

### ・アダルト利用

アダルトサイトなどで利用してよいかどうか。これはそのサイトによるが、たいていのサイトはダメ。

ブラックジャックによろしく  
佐藤秀峰 漫画 on web



## ・著作権の放棄

「自由に利用していいですよ」と謳っていても、大抵、著作権は放棄していない。無料で使ってよくても、作者の品位や名誉を害する場合はダメ。

## ・クレジット表記

「不要」となっている場合は引用元を表記しなくてよい。上の佐藤秀峰さんのサイトではクレジット表記すべきものが決まっている。

## ★著作権を元にした引用

これらを満たせば、許諾は不要で著作権云々言われぬ。もちろん、線引きが微妙なものもあるので絶対大丈夫というわけではない。

### 1.メインではないこと

引用したものの自体がメインコンテンツになっているとダメ。

ネット上の文章などを批評したいのであれば、それ自体を載せるのではなく、URLのリンクを貼るなどして誘導するほうがよい。

### 2.カギカッコつける

どこからどこまでが引用なのかはっきりさせる。

### 3.使う意味があること

なぜそこでそれを引用したのかの必然性が必要。

### 4.どこから持ってきたか書いておく

クレジット表記。引用元表記。

### 5.ちょっとだけ

長すぎると盗用になる。線引きは難しいけど。

例えば、アーティストの歌詞。

「CDを買ったから歌詞カードもオレのもの」ではない。

ブログに全文を書いたらアウト。もしかしたら、全文を書いても「歌詞の意味をてってーてきに解説する」といったやりかたなら、解説がメインだし、引用を明確にすればいいし、使う意味もあるし、クレジット表記をすればOKの可能性はある(責任はもたないし、たぶん実際は「長すぎる」にひっかかってNGと思う)。



論文引用はもうちょっと厳密だが、基本的にこのルールに沿っていると思う。

## ★私的複製について

私的利用のためにコピーすることはOKとされている。「私的」の範囲は基本的に家族。使い道も同様で、コピーしたものを公共配信するとダメ。「友達限定のSNS上にアップする」こともNGとなるようだ。

- レンタルCDをパソコンに取り込んで聞く→たぶんOK
- iPodに取り込んで聞く→たぶんOK
- 妹に貸す→たぶんOK
- 友達に貸す→たぶんOK (レンタル規約をよく読む)
- CD-Rにコピーして友達にあげる→たぶんNG
- CD-Rにコピーして自分の喫茶店のBGM にする→たぶんNG

解釈の仕方によるが、「レンタルCDをCD-Rに焼いて友達にあげる」のはNGだが、「レンタルCDを又貸したら、友達が勝手にCD-Rに焼いた」であればOKの可能性はある。(可能性があるだけで、本気で訴えられたら負けると思います)

また、基本的に私的コピーは問題ないが、コピーガードを解除して複製するとこれは違法になる。一時期、CDのコピーガードが話題になったが、最近はガードされていない? かもしれない。映画などのDVDは基本的にガードがされているので、「レンタルDVDをコピーするのは違法」と考えておくのがよいだろう。

### •新聞のコピー

「息子が載っている記事をコピーしてとっておく」のであれば、私的複製の範囲に含まれると思われる。

基本的に、新聞をコピーすることは著作権の侵害になる。「職場でコピーを回覧する」のは私的利用の範囲を超えるので違法となる。「新聞著作権協議会」というところがそこを担っていて、適切な手続きをすれば問題ない。



自分、家族などの間でみたりきいたりするぶんにはたいてい大丈夫。「私的複製範囲を超えていないか」「多数の人がみれるようになっていないか」というところがポイントのようだ。

## ★ダウンロードについて

• 厳密に言えば、Youtubeで動画をみることはすべてダウンロード。見えないところで一時的にパソコンに保存しているが、法律はそこまで文句つけないことにしたようだ。法律では「意図的にダウンロードして保存しちゃダメ」となっている。

ふつーにYoutubeで見る限りは問題ないが、様々なソフトでファイルとして保存したらNGになる。スマホにはいろいろな動画閲覧アプリがあり、多くがダウンロードできるようになっている。(最近、こういったアプリが使えなくなったらしいが。)これを「意図していない」と捉えるかどうかである。

わかりにくいと思うが、「インターネットが繋がらない状態でみれる」場合は意図的なダウンロードの結果といえる。これは必要以上の私的複製とみなされている。

また、「違法にアップロードされた動画を見ること」自体は今のところ明らかに違法とはされていないが、「違法にアップロードされた動画へのリンクを貼ること」は違法とされる可能性があるようだ。

※違法なアップロードとは、著作権の問題をクリアしていないものをインターネット上でみれるようにすること。買って来たDVDをパソコンファイルにして動画サイトにアップする(誰でもみれるようにするという点で問題)など。

#### ・違法なアップロードかどうかの見分け方

適切なアップロードであれば、たいていはなんらかのコピーライト表示がされているはずである。動画サイトであれば、作成者を見てみるとわかりやすいかもしれない。

こんなかんじ。  
これはワーナーミュージックがアップロードしていることがわかる。

曲の前に広告が入る場合も、たいていはだいじょうぶ。



- ・みることは問題ない。
- ・「いい歌だよ！」とSNSでリンクを貼って紹介してよい。
- ・自分のパソコンにダウンロードするのはもちろんだめ。

われらが編集長のアニメーションは、著作権について何も書かれていない。書かれていないからといって好きにしていいいわけではない。また、作者と著作権者が別の場合も当たり前にある。この場合、作者は団士郎氏だが、著作権はホンブロック出版社にある可能性がある。勝手にアニメーションを使った場合、団編集長が「まあええやないか」といっても、ホンブロックの団代表が「イヤ、アカンやろ！」といったらアウトである。

この場合の「使う」とは引用を超えた場合である。「こんな素敵なアニメーションがあります。お勧めします！」として上記1から5を満たしていれば、おそらく問題ないだろう。著作権者もウダウダ言わないだろうと思う。しかし、「木陰の物語上映会」として入場料を取って上映した場合は、訴えられてもしょうがないといえる。



同じように、例えば研修資料を作るときはどうなのだろう？

書籍からの文章の引用は上記に従えば問題ないと思われる。論文の引用の仕方に基づけば、文句を言われることもないだろう。

ただ、心理検査の類は倫理的にも著作権的にも注意しなければならない。例えば、ロールシャハテストの図版は誰でもみれる場所(ネット上など)においてはならない。もちろん、講演会で見せたりしてはいけない。心理専門職対象の研修などでは別だが。知能検査の問題はもちろん、検査結果の表なども、被験者の承諾うんぬんのみではなく、検査の著作権として使ってはいけない場合も多い。ウェクスラー知能検査を使う人は、解答用紙やグラフの扱いについて、テキストに書いてある規約などをきちんと読んでみることをお勧めする。

各種技法についても同様で、大抵の場合は研修会をやるときの約束があるはず。お金をとつてもいいとか、これこれの資料は使ってはいけないとか、対象はこういう人に限るとか。世の中は細かな「約束」でできているんだなあ。

正直、「バレなければいい」部分も大いにあるのだが、いい大人なのだから「知りませんでした」で言い逃れするような場面には立ちたくないとも思う。

今はメールやSNSなどがあるのだから、「これをこういうふうに使ってもいいか」と一言聞くのが大人の作法ではないだろうか。



個人的には、電腦援助を書くようになってから特に著作権を意識しています。自分のSNSなどであれば、問題があれば自分が怒られればいいのだけれど、対人援助学マガジン全体に迷惑がかかるとなると慎重になります。そういう視点で写真やら文章やらを使おうとすると、「規約」もチェックするし、やばそうだなと思ったら使わないようにします。

(と言っているにもかかわらずにマズイこともしているかもしれません)

今はインターネットがあります。わからないことは大抵「グーグル先生」が教えてくれます。「これってどうなんだろう？使っていいのかな？」と思ったら、一発ググってみましょう。

この電腦援助も、いろいろと調べて作られています。「引用」なのかどうか疑問はありますが、そのまま使っているかどうか、自分の言葉で解釈して語るということも大事なようです。

イトコ取りつつ、自分の言葉を語ろうぜ！Let's引用！

疑問・感想は [dennouenzyo@gmail.com](mailto:dennouenzyo@gmail.com) まで!